

佐渡市告示第60号

佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、昨今の燃料価格高騰を受け、市内路線バスの運行を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。以下同じ。）に対して、燃料価格高騰分の経費を予算の範囲内において補助するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 この補助金の対象となる者は、市内の路線バス事業者とする。

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助金額及び補助対象期間は、別表第1のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 基準軽油単価がわかる資料
- (2) 軽油購入平均単価（見込）がわかる資料
- (3) 路線バス用軽油使用量（見込）がわかる資料
- (4) 誓約書（別紙）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金交付決定通知書（様

式第2号)により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(交付条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきこと。
- (5) 第12条の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (6) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

（申請の取下げ）

第7条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、別表第1に定める補助対象期間が完了したときは、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の決定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、交付決定者から提出された佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金請求書（前期・後期）（様式第7号）により補助金を支払うものとする。

（補助金の経理）

第11条 交付決定者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 第5条の規定により交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第6条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通ずるものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を請求するときは、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金返還命令書（様式第9号）により行う。

4 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第2項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金)

第14条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した

金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があるとき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金返還に係る（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書（様式第10号）により行うものとする。

（延滞金）

第15条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があるとき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金返還に係る（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第16条 市長は、補助事業者が別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、佐渡市路線バス燃料高騰対策事業補助金停止通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

3 別表第2に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と

主たる原因者を含めるものとする。

- 4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。

(所管)

第16条 この事業の事務は、交通政策課において所掌する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効規定)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条、第 8 条関係）

基準期間	平成30年 4 月から令和 2 年 3 月	
基準軽油単価	基準期間における軽油購入平均単価（円/ℓ）	
補助対象期間	前 期	令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日
	後 期	令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日
補助対象単価	前期・後期における軽油購入平均単価（円/ℓ）	
補助対象軽油	前期・後期における路線バス用軽油使用量（ℓ）	

備考 補助金の額は、基準期間における基準軽油単価と補助対象期間における平均軽油単価の差額に補助対象期間における路線バスの軽油使用量を乗じた額（1,000円未満切捨、消費税除く）とする。ただし、燃料高騰に係る国又は県の補助金を直接受けている場合は、その額を差し引いた額とする。

別表第 2（第16条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を發した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月